

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第2回）

令和7年4月28日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第2回会合を開催させていただきます。

冒頭、事務連絡になりますが、本日はオンライン参加の皆様は、回線等の関係もごさいますのでカメラはオフ、つけないようお願いいたします。接続に何か不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能で随時事務局に御連絡をいただければと思います。

また、本日は曾我部座長がオンライン参加のため、質疑の際は事務局が代わりに発言者を指名させていただきます。会場の構成員におかれましては、御発言を希望される際は挙手をしていただき、オンライン参加の構成員におかれましては、御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見まして、事務局から発言者を指名する方式で進めさせていただきます。

本日の資料は、本体資料として議事次第と資料2-1から資料2-4を用意しております。

議事進行は曾我部座長をお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

【曾我部座長】 はい、聞こえておりますでしょうか。

そうしましたら、オンライン参加で対応する予定です。よろしくようお願いいたします。

第2回会合である、本日は、前回御欠席の長瀬構成員、それから長田構成員に御参加いただいているので、まずは両構成員から一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

まず、長瀬構成員、お願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。前回はちょっと出席できず申し訳ございませんでした。金沢で弁護士をしております。金沢大学のロースクールでも教員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

あとすいません、私が金沢の人間だという話になるんですけども、十何年前に児童ポルノのブロッキングを議論したとき、私は総務省の当時、消費者行政課というところに勤務しておりました、そういったことをしていたというような御縁で出席させていただい

ているんだろうなと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

長田構成員、お願いできますでしょうか。

【長田構成員】 長田です。1回目は欠席してしまってすみませんでした。海賊版その他いろいろなところで、この関係は参加をさせていただいてきています。よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、本日はまず、久里浜医療センターの医師の松崎先生より、医学的観点からみたオンラインカジノによるギャンブル等依存症についての説明をいただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

では早速、先生、お願いいたします。

【久里浜医療センター 松崎参考人】 皆さん、おはようございます。久里浜医療センター精神科医の松崎と申します。本日は発表の貴重な機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

ギャンブル依存症とオンラインギャンブルの危険性について発表させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

久里浜医療センターは神奈川県横須賀市に位置しています。1941年海軍病院として創立され、太平洋戦争終結後、厚生省に移管され国立病院として発足しました。1963年国立医療機関として初めてアルコール専門病棟を設置し、アルコール依存症の臨床・研究を行ってきました。WHOの研修協力センターに指定され、アルコール依存症の知見を踏まえ、2013年ギャンブル依存症の専門診療を開始しました。2017年厚生労働省から委託され、依存症対策全国センターを開設しました。ホームページで、ギャンブル依存症の各種調査についての報告書を載せていますので、御参照ください。

本日は、ギャンブル依存症の診断基準について、ギャンブルの種類、国内の専門医療機関のギャンブル依存症の受診者数、オンラインギャンブルの危険性についてお話しします。

ギャンブル依存症について。ギャンブルは「価値のあるものを危険にさらし、より価値のあるものを手に入れる行為」と定義されています。日本では刑法185条の賭博罪において禁止されていますが、各法律によって公営競技が許可されています。

ギャンブル依存症は、海外では“Gambling Disorder”、日本では「ギャンブル行動症」と和訳され、いくつかの病名が併存しています。「持続的かつ反復的なギャンブルによって

重大な苦痛または障害をきたす」と定義されています。

診断基準について。WHOの診断基準ICD-10は、1990年代に作成された診断基準で、今も国内でこの診断基準は使われています。アルコール依存症・薬物依存症は、ICD-10のF1コードで分類されています。ギャンブル依存症は病的賭博という病名で、依存症と別のカテゴリーであるF6「成人の人格及び行動の障害」に位置づけられていました。ですが、研究が進むに従って、アルコールや薬物の依存症と同じような脳の変化が起きていることが分かってきました。そして、アメリカ精神学会の診断基準DSM-5では、依存症と同じカテゴリーに分類されています。

診断基準です。臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、12か月間に以下の診断基準のうち4つ以上当てはまるとギャンブル依存症と診断されます。

一方、“Problem Gambling”「問題のあるギャンブル」は、ギャンブルによって個人的、家族的、経済的、職業的に複数の問題を引き起している状態です。海外のスクリーニングテストであるPGSIで8～27点のスコアがつくと、問題のあるギャンブルとされます。

ギャンブル依存症は医師が診断基準に基づいて診断しますが、疫学調査ではスクリーニングテストを用いて有病率等を算出します。Problem Gamblingはギャンブル依存症と同義ではないですが、大多数のギャンブル依存症の人はProblem Gamblingに当てはまると考えられます。

ギャンブル依存症による生活への影響は、医学的な問題にとどまらず、経済的、社会的、心身の健康への影響が考えられています。海外の論文では、抵当権の差押さえ、クレジットカードの支払いができない、家族間の不和、健康問題、高血圧、不眠、自殺、うつ、夫婦間トラブル、破産と、生活上の問題を多く引き起こすことが知られています。

ギャンブルの種類について。海外におけるギャンブルの一般的な形態は、テーブルベースや電子ベースのカジノ、宝くじ、インターネットギャンブルなどがあります。インターネットギャンブルは、最近ではスマートフォンなどによる利用の増加が指摘されています。アメリカの特定の州ではスポーツ賭博も合法化されています。

今回議論となるオンラインカジノについて。インターネットギャンブルは、オンラインギャンブルとほぼ同義とされます。インターネットギャンブルは、インターネット機器を通じて提供される賭け事です。ポイントは時間や場所を問わず、自宅であっても行うことができる点です。多額の掛金、継続的にギャンブルをすることができ、迅速な結果の通知、

膨大な賭けにオンラインを通じて容易にアクセス可能となるため、過剰なギャンブルの原因となる可能性が指摘されています。また、インターネットに慣れ親しんだ若者の間で参加者が増加する可能性も指摘されています。オンラインカジノは、このインターネットギャンブルの一つの形態と考えられます。

専門医療機関のギャンブル依存症の受診者数について。日本国内におけるギャンブル依存症の有病率は、過去12か月間にギャンブル等の依存症が疑われる者（PGSIのスクリーニング調査で8点以上）で、男性2.8%、女性0.5%で、全体で1.7%程度です。

同調査で、競馬、競輪、競艇、オートレースの公営競技に関して、競技場、オンライン、あるいは両方でどの程度行っていたかという調査をしたところ、どの公営競技も、オンライン、あるいはオンラインと競技場両方の人が多かったという結果でした。特に競艇、オートレースはPGSI 8点以上の人はオンラインが多かったです。公営競技のオンライン化は進んでいます。

専門医療機関のギャンブル依存症の外来および入院患者の受診者数です。

国内の依存症専門医療機関における外来の患者数は、2018年度から右肩上がりに増え、2023年度で7,000人を超えています。

入院患者数も、2018年から右肩上がりに増え、2023年度で400人を超えています。

性・年齢別は、2023年度新規のギャンブル依存症の受診患者数、入院患者数とも20～40代の男性が全体の9割以上を占めました。この年代の男性が、ギャンブル依存症では非常に多いです。

久里浜医療センターの初診者のギャンブル種別について。新型コロナウイルスが流行する前の2019年までの初診者のギャンブル種別と、2022年以降のギャンブル種別です。コロナ禍前はパチンコ・パチスロが多く、新型コロナウイルス流行後は、公営競技のオンラインギャンブルが非常に増えています。非合法のオンラインギャンブルは、4%が19%まで増えています。新型コロナウイルス後に社会のオンライン化が進み、オンラインでギャンブルをする割合が非常に増えた可能性があります。

オンラインギャンブルの危険性について。オンラインギャンブルの臨床的な特徴として、2021年ギャンブル依存症の専門治療を行う20施設を受診した患者183名を調査、対象者のギャンブルは主にオフライン33%、主にオンライン42%、両方24.4%でした。オンラインギャンブルをする対象者は、オフラインギャンブルよりも年齢が若い、1日でより多くのお金を手に入れる、1日でより多くのお金を失う、借金総額が多く、ギャンブルに夢中に

なる傾向が見られました。

借金総額でいうと、主にオフラインに比べると主にオンラインの対象者の借金総額が高いことが分かります。

海外の論文の報告によると、全世界で成人の46.2%、青少年の17.9%が過去12か月間にギャンブルを経験し、経験割合は男性のほうが高く、成人では1.4%が問題のあるギャンブルに該当するとされています。ギャンブル種別では、オンラインカジノあるいはスロットで問題のあるギャンブルの割合が最も高いことが報告されています。

一般成人における問題のあるギャンブルと危険因子との関連について解析したメタアナリシスによると、オンラインギャンブルはあらゆる因子の中で最大のリスクであり、特に継続的にプレイできるギャンブル（スロット、ポーカー）、こういったものが高リスクとされています。インターネットギャンブルは、問題のあるギャンブルの最も強いリスク因子の一つと指摘されています。

まとめ。ギャンブル依存症の相談、治療件数は年々増えており、喫緊の課題です。オンラインギャンブルはいつでもどこでもできるアクセスのしやすさ、ギャンブルの継続性などにより、依存のリスクが高くなる可能性があります。

政府としては、国内のギャンブルだけでなく世界と容易につながるオンラインギャンブルの監視や規制に注意を払う必要がある、と考えます。

発表は以上です。御清聴ありがとうございました。

【曾我部座長】 松崎先生、どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明につきまして、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。私はオンラインですので、発言者の指名につきましては事務局のほうにお願いをいたします。

ではいかがでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 前村構成員、お願ひいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。松崎先生、御説明ありがとうございました。

質問が、ギャンブル依存症の診断①と②というところで、この2つに関してもう少しお伺いしたいんですけども、①のほう、下のキャプションを見ますとISD-10と書いてあるんですけども、こちらのほうでは病理ではなくて行動の障害という区分になっている。そして②のほう、キャプションではDSM-5となっていますけども、こちらは病理、依存症として区分されているという、この2つの区分のされ方があるというようにお伺いすればよ

いということなんでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

臨床現場では幾つかの診断基準が使われます。ICD-10はWHOの診断基準で、各国の統計に使われます。精神科、内科、外科などの疾患を統計的に処理するための診断基準です。これは、ICD-11に改訂されましたが、まだ国内に適用される段階ではなく、診断基準が変更されるのはもう少し時間がかかると思います。

アメリカ精神医学会のDSM-5は、ICD-10以降につくられた新しい知見に基づく診断基準です。ギャンブル依存症については研究が進み、アルコール依存症や薬物依存症のような脳の変化とかが起きていることがわかり、依存症と同じカテゴリーに含まれました。

精神科でギャンブル依存症の診断をする場合、新しいDSM-5が一般的に使われていると思います。ただし、統計的に処理するため、ICD-10も使われています。

【前村構成員】 ありがとうございます。

【鈴木利用環境課課長補佐】 森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 はい。松崎先生、御説明ありがとうございました。

依存症が病気としてどういうものなのかということについて、理解が大きく進んだと思います。ありがとうございました。

私からお尋ねしたいのは、今日の御説明はオンラインギャンブルということでしたので、これはオンラインの賭博全体ということ、基本的にはそういうことなんでしょうか。国内の公営のものと海外の違法なものを含んだ数値とか分析とか、そのように理解してよろしいんでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

令和5年度の調査では、オンラインカジノがあまりクローズアップされてない時期であり、調査段階で違法性のあるギャンブルを尋ねることが一般住民調査で難しいため、オンラインカジノは区別していません。海外の論文は、インターネットギャンブルとオンラインカジノを区別しているので、明確にオンラインカジノについてのリスクを指摘しているようです。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 黒坂構成員、お願いいたします。

【黒坂構成員】 慶應大学、黒坂でございます。

御発表ありがとうございます。大変貴重な情報を頂けたと思います。

この調査の前提に近いところで2つほど教えていただきたいのですが、1つは利用環境です。これは特に端末はスマートフォンかあるいはそれ以外も含むか、その辺りの端末の区別等について調査されているかということをお教えいただければと。

2つ目が決済環境です。クレジットカードでの決済が比較的オンラインカジノの場合多いかと思われませんが、そういったクレジットカードとそれ以外で、症状であるとか被害状況であるとか、こういったことに有意な差が見られているのか、この辺りもし調査されているようでしたら、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

1点目の端末を区別しているかという点、2点目の決済方法について区別しているかという点について、残念ながら区別できておりません。今後調査する段階において、こういった問題意識も踏まえて調査設計に組み込んでいければと思います。

御質問ありがとうございました。

【黒坂構成員】 ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 長瀬構成員、お願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。松崎先生、ありがとうございました。

資料の見方を教えていただければと思ひまして、質問させていただきます。全体の24分の15になりますけれども、日本におけるギャンブル依存症の有病率という項の見方について教えていただければと思います。

男性2.8%・女性0.5%というような形で書かれていますけれども、これは実際に有効回答があった男性4,204名のうちの2.8%が過去1年間にギャンブル依存が疑われたということでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】 御指摘のとおりです。

【長瀬構成員】 分かりました。

そこの(1)に「ギャンブル等依存」という形で「等」が入っているんですけど、これギャンブル以外にも何かあるのでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

一般的に、日本の会議でギャンブル依存症のほかに「等」を入れるのは、パチンコ・パチスロという遊技を含むためです。つまり、この調査においてはパチンコ・パチスロの遊技も含むという意味です。

御質問ありがとうございます。

【長瀬構成員】 分かりました。ありがとうございます。以上でございます。

【曾我部座長】 そのほかいかがでしょう。もう若干時間があるようですので、もしありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 山口です。ありがとうございます。

22ページと23ページに海外の論文が掲載されていまして、それぞれいずれもオンラインカジノあるいはオンラインギャンブルということで、若干対象としているものが異なる可能性がありますけれども、いずれもオンラインにおけるギャンブルは依存症との関係でリスクが最も強いという趣旨かと思いますが、依存症との関係でリスクは最も強い、その原因というのは、今日、松崎先生が御説明されたように、時間や場所を問わずいつでもどこでも行うことができる、それから多額の賭金や継続性、アクセス可能といったような、過剰なギャンブルになりやすいということがこうしたリスクが強くなる原因ということでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

御指摘のとおり、オンラインギャンブル、オンラインカジノは特有のリスク因子になると考えています。それは、アクセスのしやすさ、誰の目もないとずっとやり続けることができると思います。治療のときに非常に苦勞する点で、今様々なデバイスを使ってインターネットにアクセスできますが、特にスマートフォンは1人1台所有するような状況で、スマートフォンの使用を周囲の人が管理することはほぼ不可能に近いと思います。幾らギャンブルをしていたとしても、ほかのことをやっていると言われると、周囲の人は何も言えません。

ギャンブル依存症のコアな年齢層は若い年代の人ですが、オンラインとの親和性が非常に高いと思います。オンラインカジノやインターネットギャンブルの問題は、青少年や青年に対する影響を私たちがどう予防するかというところにポイントがあると思います。

【鈴木利用環境課課長補佐】 続けて山口構成員、どうぞ。

【山口構成員】 すいません、山口です。もう1点お尋ねしたいんですが、依存症はアルコール依存症、薬物依存症、あるいはクレプトマニアなど、幾つかあるわけですが、その中でギャンブル依存症について、この最後のまとめのところで相談・治療件数が年々増えていて喫緊の課題であると。それから、政府は世界と容易につながるオンラインギャンブルの監視や規制に注意を払う必要があると指摘されているのは、他の依存症と比

べると、広がりや深刻さにおいて注意を払うべきだという、そういう意味でありましょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

依存症は、ギャンブルに限らず、アルコール・薬物も含めて公衆衛生上非常に大きな問題であると考えています。ギャンブルは、そもそも刑法で禁止されていますが、国が管理する条件で使用が認められています。公営競技や、2030年頃開業されるカジノを含むIRについても、国が管理することで許可されています。オンラインギャンブルやオンラインカジノは国の規制が及ばないところ、グレーなところでどんどん広がっているという点について、国が対策を行うべき喫緊の課題であると考えています。

御質問ありがとうございます。

【曾我部座長】 山口構成員、よろしいですか。

【山口構成員】 はい、ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。治療とありますが、素人としては隔離するぐらいしか治療のしようがないのかなというように考えるにとどまるんですけども、どういった治療の方法があるんでしょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

ギャンブル依存症の治療は、特効薬があるわけではありません。一般的に、心理社会的治療が中心になります。一つは認知行動療法で、海外も含めてエビデンスが確立されている治療法で、日本でも認知行動療法は、当院のみならず各医療機関で実施されています。医療機関以外では、自助グループがあります。アルコールでは、アルコールリスク・アノニマス（AA）や断酒会があります。ギャンブルでは、ギャンブラーズ・アノニマス（GA）があり、回復のための取組として、当事者同士でミーティングが行われています。

ギャンブル依存症は、うつ病など精神疾患を合併していることも多く、対症療法的に薬物療法を行うこともあります。一つの治療法だけではなく、多様な治療法を組み合わせ、患者をサポートしていくことになります。

御質問ありがとうございます。

【前村構成員】 ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。2度目で申し訳ありません。

先ほどの山口構成員の御質問との関係で、国が管理しているかどうかということによって、その安全性が分かれるんだというお話があったように思うんですけども、今日の御説明、例えば19ページとかを拝見しますと、依存症との関係では国が管理しているものもまあまあ割合で、あと遊技等も、国が一応運営法等で管理をしていると思うんですけども、結構な割合で国が管理しているものも含まれますので、そういう依存症の危険との関係で、国が管理していると安全と言えるのかなとちょっと思ったんですけども、それはいかがでございましょうか。

【久里浜医療センター 松崎参考人】

臨床医の立場から言いにくいですが、ギャンブルが存在する限り、ある一定数の人がギャンブル依存症になることは避けられません。ただし、それをできるだけゼロに近づけるため、様々な取組を国が行っていると考えています。

この発表のあと、各省庁の取組を発表いただけると思います。それが実効性のあるものかどうかについては、私たち医療者だけでなく、一般市民・国民がきちんと監視していく必要があると考えています。

貴重な御質問ありがとうございます。

【森構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そうしますと時間の都合でこのぐらいにさせていただきます。

松崎先生この後ご予定がおありということで、御退出されるということです。

お忙しいところ、ありがとうございました。

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部の事務局より、ギャンブル等依存対策について、これまでの政府の取組等について説明をいただきます。その後質疑応答を行います。

岸本参事官、お願いいたします。

【内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局】 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官の岸本です。私からギャンブル等依存症対策について御説明いたします。

まず、基本的な政府内の役割分担でございしますが、競馬とかパチンコとか個別の種目ごとの規制・監督・依存症対策については、競馬だったら農林水産省、パチンコだったら警察庁がやっているということになります。我々内閣官房は各省が講じる依存症対策を取りまとめるという役割を担っております。

ギャンブル等依存症対策というものにつきましては、政府の中では平成28年にいわゆるIR法、カジノの法律の国会の審議の中で、カジノを作るのもいいけれど依存症対策のほうもきっちりやるべきだというところで議論が出てきております。それを受けまして、平成30年に議員立法でございますが、ギャンブル等依存症対策基本法という法律が成立しております。

資料まず1ページ目でございますが、私からまずこの基本法の概要について御説明したいと思います。まず目的のところにありますとおり、この依存症は本人や家族の日常生活、社会生活に支障を生じさせ、多重債務とか犯罪とかそういった社会問題を生じさせているということから、総合的かつ計画的な対策を進める必要があるということになっております。

2に定義がありますが、先ほどギャンブル等の等は何かという話がありましたが、松崎先生の御説明のとおり、いわゆる競馬とかのギャンブル、これは公営競技と日本では呼んでおりますが、それ以外にパチンコとかの遊技、あと宝くじとかそういったものが入ってまいります。違法なものも射程には入ってまいります。

2ページでございますが、2ページの一番上に基本計画というのがございまして、これがこの法律の一つの大きな要になるわけでございますが、政府は少なくとも3年ごとに基本計画を策定してその見直しを検討するということが義務づけられております。9の基本的施策の⑩のところ3年ごとに実態調査とありますが、これは計画を見直すに当たっては実態を調査してそれを踏まえて見直すようにということでございまして、これを先ほど松崎先生のほうから御説明ありましたが、久里浜医療センターのほうに厚生労働省からお願いして、実態調査をやっておるということになっております。

3ページ目、これが実際の基本計画の骨子でございまして、最初につくってから2回見直しが終わっておりまして、ちょうど先月3月21日に2回目の変更が閣議決定されております。基本計画全体の構成でございますが、まず第一章で基本的な考え方、そういったものに触れておりまして、第二章で具体的な取組を列挙しております。その中の最初に関係事業者の取組というのがございますが、少なくとも合法的なものにつきましては、それぞれが監督官庁の指導のもとに、事業者が自主的に依存症対策を講じるということになっておりまして、これは競馬とかボートとかそれぞれの種目ごと、パチンコもそうですが、まず事業者の取組というものを計画の中で位置づけております。

右側に行きまして、こちらは個別の競技ごとというよりは横串になりますが、政府にお

いても、教育だとか普及啓発、あとは基盤整備ということで、地域においてどこに相談に行ったらいいのか、大体福祉の窓口が相談の拠点になっておるわけですが、こういったものを厚生労働省に整備していただいております。

あと松崎医師の所属されている久里浜医療センターに専門医療機関の全国の拠点をお願いしておりますが、そういった専門医療機関を全国に整備するとか、そういったようなことをやっております。

一番下の右下のところにオンラインカジノを一つ、大きくまとまりを持って今回初めて位置づけております。詳細は後ほど触れたいと思います。

続きまして、4ページでございます。

今まで大体6年間ぐらいこの基本計画に沿って取組を進めておりまして、どういった成果が見られているかということを中心に簡単に御紹介しますと、競馬とか公営競技の取組としては、まず広告宣伝の在り方というところで、各事業者が指針を策定して運用を始めたというところがございます。あとはのめり込み防止のための取組として、本人や家族が申告した場合に競馬場とかに入るのを制限したり、ネットで馬券を買うことを停止するような、そういった措置が設けられております。あと、競馬場だとか場外の発売場とかのATMは撤去が完了しておるというところがございます。

右側へ行きまして、③のところでございますが、これは厚労省のほうで政令市以上の地方自治体で相談拠点・専門医療機関を整備するよということになっておりまして、相談拠点のほうにつきましては、全対象自治体で設置が完了しております。専門医療機関はまだ整備できていない自治体もありますが、67分の58まで設置自治体が増加しておるというところがございます。

5ページをお願いします。

先月3月21日に変更の閣議決定をいたしました新しい基本計画で、具体的にどういったことを取り上げたかについて御説明いたします。まず、先ほどもオンラインのギャンブルがここ数年で増えておるという説明が松崎医師からありましたが、一つ大きな背景としては、コロナ禍でなかなか外に出られないような時期が続いたということがあると思っております。こういったものを受けまして、例えば合法的な公営競技でございますが、これも今、売上げのもう8割から9割はインターネットで投票されておる、馬券が買われておるということでございます。

今後の取組でございますが、第一に公営競技のオンライン化への対応ということで、オ

オンラインギャンブルには依存症につながりやすい特徴があると。ここら辺の説明は先ほどの松崎医師と被りますが、時間や場所を選ばないとか、短期間により多額の借金を抱える傾向があるといったような指摘があるところがございます。こういったものを受けまして、公営競技の事業者には、先ほど御説明しました自己申告・家族申告によるアクセス制限制度、これはまだオンラインで申請できないとか、ちょっと使い勝手が悪いとか、あまり知られていないとかそういったことがございますので、そういった改善を行ってもらうのですとか、9割ネットで売れているということはデータがオンラインで蓄積しているということがございますので、データの分析もしやすいと思いますし、対策にもつなげやすいと思いますので、事業者のほうでどういった使い方ができるのかと、いわゆる広告・マーケティングとかそちらのほうばかりにこういうものを使うんじゃないかと、依存症対策にも生かしていただきたいということを新たに位置づけております。

右上に行きまして、もう一つの柱としましては、先ほども松崎医師からも若年化が進んでおるといような御指摘がありましたが、そういった現場の声を受けまして、若年対策の強化について一つのトピックとして位置づけております。啓発につきましても、従来のポスターだとか紙媒体中心のものから、動画とかそういったものをSNSとかで発信していく、若者にもより受け入れられやすいような手法を強化していくこととしております。

②で書いておりますのは、実際には地域ごとに対策を進めていってもらうことになっておりますが、教育との連携についても強く意識していただきたいということで位置づけております。

6 ページをお願いします。

今までのものが基本的には合法なものでございまして、ここの6 ページに書いておりますのが、違法なものでございます。犯罪ですね。現状のところを書いてありますとおり、違法なオンラインカジノサイトへのアクセス数の増加と、これに伴う依存症の問題が強く指摘されておるといことを受けまして、従来、これは犯罪なので基本的には取締り中心に、警察庁を中心に進めていただいていたんですが、これについてそもそも違法、犯罪であるということの啓発だとか、下のほうでいうと3のところ、この検討会もこの関連ですが、アクセス対策というようなところで幾つか現状考えられる施策を今回取り入れたところがございます。

あと4のところには決済手段対策ということで、クレジットカード事業者に対する要請とかそういったものを行っていくということで位置づけております。

なお一番下に書いておりますが、オンラインカジノ対策には、いわゆる依存症対策、どうやって相談・治療につなげていって回復させるかということと、犯罪対策の側面と両方ございますので、特に犯罪対策の側面につきましては、政府の中には別途、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議というものが設けられておまして、そちらのほうで主に対策について整理していただいているということになります。

説明は以上になりますが、参考にそれぞれの関係事業者の取組とかを載せておりますので、また後ほど御参考に御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

では、質疑に入りたいと思います。

ただいまの御説明につきまして、御質問がありましたらよろしく願いいたします。時間のほうは10分、あるいは最大15分程度ということで。

【鈴木利用環境課課長補佐】 山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 どうも御説明ありがとうございました。

先ほどの公営競技のアクセス制限ですか、公営競技における制限、アクセス制限制度というのは家族の方からの申請に基づいて行うということなんでしょうか。制限の具体的な方法はどのようになるのか教えていただければと。

【内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局】 これにつきましては、自己申請と家族の申請と2つあります。自分で申請するのは、例えば日曜日に競馬をやって大きく負け、その後一瞬冷静になるときに自分で購入制限の設定をしておくとかということが考えられるのかなと思います。

一方で家族申告のほうは、実は各事業者は自己申告よりもちょっと厳しい要件を課しておまして、医師の診断書だとか、会員世帯全員の課税証明書を求めているようでございますが、家族の申告があつて、一定の依存症が疑われる根拠みたいなものを事業者が求めまして、それが認められれば制限するというような運用になっていると聞いております。実際に幾つかあるんですが、一つは競馬場に入ろうと思ったときに自分で設定しておけば、これは目視になるのでどこまで実効性があるかというのはあるんですけど、事前に登録されていた人が来たら入れないとか、そういったことをやりますし、9割が売られているネットのほうにつきましては、それが設定されていれば買おうと思っても買えないような状態になると。あとは、アクセス制限とはまたちょっと違うんですけど、賭けられる上限額

を設定できるみたいな、そういう機能もあると聞いております。

【鈴木利用環境課課長補佐】 森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。

ちょうど今出ているページで教えていただければと思うんですけども、この1. ③のクレジットカード等後払い決済の見直しの検討というところについて、もう少し具体的に御説明いただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

【内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局】 これにつきましても、我々が議論するときには割と競馬とボートと競輪とオートレースとまとめて公営競技と捉えがちなんですけど、個々の競技によって結構仕組みは違ってまして、実はクレジットカード等の後払い決済もボートは全く採用しておりませんし、競馬についてはクレジットカードだけだったと思います。これにつきましては、司法書士会とか当事者の団体等から、事実上与信で、クレジットカードとかになりますとギャンブルができるというようにも見られるということで、借金でギャンブルをさせているような状況になるんじゃないかというような御指摘がありますので、そういった指摘を受けまして、各事業者のほうでそれぞれこれの取扱いについて今後検討を進めていただきたいということで、今回の計画の中で取り入れているというところがございます。

よろしいでしょうか。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。要するに胴元のほうでクレジットカードを今後使い続けるかどうかということについて検討されているということですね。

【内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局】 そういう検討を各事業者に求めていきたいというところがございます。

【森構成員】 なるほど。はい、分かりました。ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 すいません、2度目で申し訳ないですが、6ページのオンラインカジノのことですけれども、アクセス対策として広告表示や紹介サイトの開設の禁止等、適切な対応を取るよう事業者に普及啓発を実施しているということで、この事業者というのは通信事業者のことでしょうかね。

【総務省】 総務省でございます。今御指摘いただきました点は、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」に関連するものでございまして、こちらは通信分野

の4つの業界団体に作成いただいているものであり、御指摘のとおり、通信事業者等を念頭に置いたものでございます。

【山口構成員】 現実には紹介サイトは多数が開設されている状態なんですけど、これは今後普及啓発が進んでいくと、紹介サイトの開設はある程度改善されていくと見込まれているんでしょうか。

【総務省】 通信事業者等に対しては、いまご説明した「契約約款モデル条項」の取組や、基本計画に併せて盛り込まれております、情報流通プラットフォーム対処法に基づく大規模なプラットフォーム事業者に対する削除対応等の運用状況の透明化に係る措置等の義務付けも含めたアクセス対策を通じて、ご指摘の点に対する一定の波及効果も期待できると考えております。

【曾我部座長】 そのほかいかがでしょうか。

特になければ、私のほうで内閣官房の推進本部に一つお伺いしたいです。基本計画についてはご説明で理解できたのですが、そこに挙がっている各種の対策の検証についてはどのようになっているのか教えて頂ければと存じます。

【内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局】 検証につきましては、政府のほうでは基本的に計画を変更した後、毎年フォローアップということで、その取組について取りまとめて関係者の御意見をいただきまして、それを公表するというようなことを進めておりますが、この検証の在り方についても、もう少し効果的にできないかという指摘をいただいておりますので、今後またその在り方についても検討していく必要があると思っておるところでございます。

よろしいでしょうか。

【曾我部座長】 ありがとうございます。引き続きですけれども、聞こえにくいようで大変申し訳ないですけども、進行を事務局のほうでお願いしてもよろしいでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ほかに発言者の方はいらっしゃいますでしょうか。

なければ次の議題に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

代わりに事務局で進行をさせていただきます。

続いて田中構成員より、ギャンブル等依存症患者の御家族の視点を含め、ギャンブル等依存症の実態等について御説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 よろしくお願いいたします。

まず、最初に私の簡単な自己紹介ですが、私は夫とともにギャンブル依存症で、30代の10年間苦しみました。実は、私は夫と自分がギャンブル依存症という、ギャンブル依存症の当事者でもあり家族でもあるんですが、我が家は実は父親もおじいちゃんもギャンブル依存症でした。父親というのはギャンブル依存症のために会社の金を横領して捕まって、私は物すごい貧困家庭で育って、親のように絶対になりたくないと思って仕事も頑張ってきたし、いい男を捕まえたつもりだったんですけども、実はギャンブル依存症だったということで、本当に大変な10年間でした。

そこから回復して、「あっ、こうやって回復できるのか」と、私たちは「あれは病気だったんだ」ということを知ったということが物すごい大きな衝撃であったことと、そこから回復できたことの喜びというのが、もう本当に、あれ以上の喜びはもうこれからの人生にも経験することがないだろうというような経験でしたので、10年前にこの公益社団法人を立ち上げました。

私は先ほどの松崎先生のお話にもありましたように、自助グループだけで夫とともに回復してまいりました。当事者でもあり家族でもありという貴重な存在であったために、ずっと代表を務めているような状況です。

それでは、資料のほうに行きたいと思います。

次のページは、今、私たちの会につながってきている、少なくとも回復したいと願っているオンラインカジノの経験者93名に聞き取りをしたアンケート調査です。

まず年齢は、20代から30代が76%を占めていて、これは警察庁からのアンケートともう大体同じような状況になっています。これが、私たちから見ると物すごく若くなったなというイメージがあって、先ほどアルコール・薬物との比較があり、構成員からも御質問がありました。現在は若者が依存症になるのはギャンブルが断トツなんです。アルコールなんかはつながってくるのは50代、60代なので全く違います。

そして、この20代30代、これから日本社会を支えていく、働き盛りになっていく世代、さらには子供を産む適齢期である世代、この人たちがギャンブルで人生を奪われている、これが重大な問題なんです。これは本当に今私たちにとっても大変な課題となっています。

オンラインカジノというのは、ポイントでギャンブラーたちをあおってくるんです。なので、この初回登録ポイントということにつられて、中には50サイト以上登録したような仲間たちもいます。平均的に4から5、6サイトから10サイトぐらいに登録してポイントをもっているという現実なんです。先ほどの公営競技のほうも今このポイント合戦がひ

どくて、問題はオンラインカジノだけではなくて、公営競技のオンライン化ということも私たちは非常に深刻なんですけれども、公営競技の競輪と大体同じぐらいの規模にオンラインカジノがなってしまったので、これはまず、違法であるオンラインカジノから潰しておかなくてはならないと思っております。

次、オンラインカジノを始めたきっかけとしては、やはりユーチューバーとか、アフィリエイトのような広告、ここから入ってくるというのが圧倒的に多いんです。なので、広告をいかに規制していくかということというのは、課題となっています。

そして次ですね。ここが本当に私たちも、あまりのことに衝撃的だったのですが、オンラインカジノを始めてから借金するまでの期間が僅か1週間。それが3割を超えている。そして1か月以内が33.3%、3か月が9.7%、半年以内が11.8%ということで、もう63.4%の人が僅か1か月で借金だらけになっているんです。本当にこれはすごく驚く、オンラインカジノならではの特徵ではないかなと思っております。

ちなみに参考資料として、次のページに挙げさせていただきました。私が自助グループにつながって回復を始めたのが2004年なんですけど、森山成彬先生という、この先生は作家の帚木蓬生先生ですが、当時ギャンブル依存症なんていうのは医療ではほとんど診られていなかった中で、森山先生が日本でギャンブル依存症を御覧になっていただけるさきがけの先生だったんです。

その先生が2008年にデータを出された。これがギャンブル依存症研究の礎となっている調査データなんですけれども、初診時の平均年齢39歳ということで、もうこれも今とは全然違うデータなんですけれども、何より驚くのは、ギャンブル開始年齢から借金開始年齢までの平均が7年もあったんです。ですから、今のようにならぬ若者たちが一気に依存症になって狙い撃ちされるという時代とは全く違いました。私もこの平均どおり、初めて医療につながって自助グループに行けと言われたのが40歳だったんです。ギャンブル開始から10年経過しており、まさに平均的なギャンブラーだったんです。

オンラインになったことで、スマホという現代社会には欠かせないツールがばくち場になったんです。このおかげで非常に止めにくい状況に陥っています。

そして、オンラインカジノの特徵としては、勝負のスピードがほかのギャンブルよりも物すごく早いです。一つの勝負が数秒で決まってしまうんです。だから頻繁に賭けるために、あっという間に依存症になってしまうという特徴があるんです。私も実ははまっていたギャンブルが競艇とカジノなんです。でも、カジノはリアルに行っていたカジノだっ

たので、あんなにすぐ勝負は決まらないんです。オンラインカジノの場合は本当に数秒なんです。そこがリアルランドカジノとは全く違うところなんです。もちろんランドカジノも危険ですよ。危険だけれども、それがもう比較にもならないぐらいのスピード感で頻繁に賭けてしまうということですね。

そして半数近く、44.1%の人が闇金へも借り入れをしているんです。現代の闇金は私たちの世代、時代とは全く違います。かつては闇金というのは神田の雑居ビルとかに、1階から8階まで全部闇金が占めているみたいな時代でした。でも、今の闇金はもうほとんど素人がやっているんです。トクリュウとかいろいろ騒がれていますが、ああいう人たちから借りて借金だらけになったような人たちが、闇金の手先となってやっていたりするので、実態がつかめません。

そして、弁護士なんかに依頼をしても、全く解決できないんです。彼らは得体が知れないので、それこそ彼らのサーバーも海外にあるんですよ。オンラインカジノと同じようなやり口をしているので、正体がつかめません。例えば警察に通報して警察から警告の電話をしてもらおうと、逆にひっきりなしに電話がかかってくるんです。そして、家族自体も生活を脅かされるような状況になっているので、今の闇金は昔の闇金のレベルとは全く違うんです。

次ですね、そこから追い詰められて、半数近くに犯罪行為があるんです。46.2%の人が犯罪に手を染めたと答えています。次のページに行くと、最も多い犯罪は横領と窃盗です。横領事件も、度々新聞なんかに出ていますけれども、物すごい巨額横領となってきているので、家族はこれだけで追い詰められて、家族が小さな子供を連れて、シェアハウス住まいを余儀なくされているとか、そんなような状況になってしまっています。

そして闇バイトというのは、携帯の転売とか口座の売買から始まって、詐欺、そしてタタキというのは強盗なんですけども、重大犯罪にも手を出してしまう人たちがいるということ。赤字で書いてあるのがいわゆる闇バイトです。

次の参考資料を御覧いただいで、ギャンブル依存症になると犯罪につながるというのは昔からあったことなんですけど、それが、もうこのオンラインカジノは特筆して多くなっているんです。2016年のあたりには犯罪ありが3割弱だったんです。それが、この直近に来て、公営競技がオンライン化が進んだということもあって、それだけでもう本当にやめにくくなっているんです。

現代社会においてスマホは欠かせないツールです。だからこそやめられなくなっていて、

犯罪率が増えてきているんですけども、これがオンラインカジノの依存症の当事者になると、何と46.2%の人が犯罪にも加担してしまっているという、物すごい治安の悪化にもつながっているし、彼らが捕まって、最近は横領も巨額横領になっているので、実刑判決を受けることが多くなっているんです。こうなってくるとキャリアも中断して、20代30代の若者が本当に職に就くことも困難になっているというような、大きな問題になっています。

そして次に出ているのは、オンラインカジノが違法だと知らなかった人が半数以上ということなんです。手を出してすぐに依存症になるわけではなく、1、2年たって依存症になっていきます。このオンラインカジノ問題に関しては、物すごく対策が遅れたということがありまして、私たちの度重なるお願いで、やっと警察庁と消費者庁とがポスターを作ってくれたというような状況が今の現実です。それ以外に今もなお、有効な手段がとられていないということで、オンラインカジノが違法だと知らないで手を出してしまった人というのが多数いるんです。

私たちのところに叫びのようなメールが来ることがあるんですけども、ちょうどオンラインカジノがはやった頃というのが、カジノが合法化されるIR法案が通過した時代と、合致しているんです。なので、オンラインカジノが合法化されたと思っている人たちがいるんです。「何でこんなことを合法化したんだ」というようなメールが私たちのところに来ていて、不幸なことに、若い人たちの中には混同してしまっているということがあったんですね。やっと今、取締りが少し進んできて、オンラインカジノは実は合法化されてないんだみたいなことに気づいてきた若者たちが若干増えてきたというような状況です。でもまだまだ対策が少なく、大学なんかで予防教育をやっても、オンラインカジノが違法だということを知らないという人たちが、まだ4分の1程度はいますという状況なんです。

この委員会で、ブロッキングの専門家の先生方にお会いできましたが、私は、アウェイ感がすごくあって、今までも議論してきてどうなんだみたいなこともおっしゃられているので、ブロッキングというのは本当に難しいなと思っています。でも、私たちはこれといった有効な手段がなく、本当に孤立無援でやってまいりました。

次のページを御覧いただきたいと思います。

ギャンブル依存症の被害に遭っているのは、実は当事者も被害者の1人ではあるとは思いますが、最も大きな被害者というのは、それは家族なんです。先ほど内閣官房のほうからも、自己申告制度についても触れていただきましたが、公営競技でも自己申告

制度はほとんど機能していません。ギャンブル依存症の当事者が申告しても、競馬なんかはその使っていた口座だけがブロックされるだけなんです。自己申告の制度というのははっきり言って、言い訳程度の制度なんです。そして本人は「自分はギャンブル依存症なんかではない」と思っている。そのように脳が変化してしまうんです。決してギャンブル依存症者が馬鹿だと思っただけでなく、本当に医者であろうと弁護士であろうと、ギャンブル依存症になると自分はギャンブルぐらいやめられると否認してしまうというのが、病気の特徴なんです。

だから本人がギャンブル依存症だ認められないので困っているのは家族なんです。ところが、先ほど内閣官房からも御説明いただきましたけれども、家族に対する自己申告は物すごく厳しく設定されていて、「診断書を持ってこい」と言われるんです。いや、本人は否認しているので、医者なんか行かないんですよ。だから我々につながって何年も相談に来ているとか、家族が自助グループに何年も通っているというようなことを要件として認めて、自己排除してほしいというようなことを言っているんですけど、ほとんどそういうことを公営競技はやってくれません。内閣官房も本当に闘ってくれて、今の内閣官房の人たち、すごく私たちのことを思ってくれるけれども、なかなかできないというのが現実なんです。

本当に孤独で孤立しているのは、ギャンブル依存症者の家族なんです。オンラインカジノの家族にも、個人として尊重される生命・自由及び幸福追求に関する国民の権利を持っているにもかかわらず、それが最大限に尊重されているとは感じられない状況にあるんです。そのことをぜひ考えていただけたらと思っています。

例えば、当事者がギャンブル依存症から鬱病を発症し会社を休職していた事例があります。会社のほうにはギャンブル依存ということと言わないので、ただの鬱病で休職していると思っているパターンがほとんどです。家族だけは彼がギャンブル依存症が原因だということを知っているんですよ。自宅も売り払いました。この彼は、聞いたらえっというように難しい資格を持った人です。それでもやめられずに失踪して自殺未遂をしました。そこで死に切れずに、私たちのところに助けを求めてきました。そのときには、木にベルトがぶら下がっている状況で、その下でぽつんと待っているというから、大雨の中、私たちは救出に行ったんです。

それで緊急入院をさせていただきました。病院でも再発を繰り返して、これは回復施設じゃないと難しいねということで回復施設に行ったんですけども、入寮してもオンライ

ンカジノがやめられず、そのまま飛び出してしまいました。そこでもう家族も諦めて離婚するということになりました。その後休職期間も満了になってしまって、退職したらしいんですけども、現在は行方不明となっています。

結局、彼はすごく有能な資格を持った人なので、退職金がどかっと思えるんですけども、1銭も家族のほうには入ってこず、養育費ももらえず、今2人の子供を抱えて、彼女のほうも立派な資格を持っている、同じ資格を持った人なんですけれども、彼女のほうも鬱病になってしまって、今、子供を抱えて途方に暮れている。私たちもどうしていいのかというような状況です。

もう1件は、当事者が闇金に借り入れて返済不能になったんです。これまでは肩代わりをしていたんですが、切りがなくて、家族会の勧めもあり肩代わりをやめたんです。そうすると現代の闇金は全ての個人情報を取っているので、母親と叔母さんの勤務先に、ひっきりなしに電話がかかってくるようになったんです。そこで警察にも相談したんですけどなす術がないという状態になって、この場合は母親の会社のみならず、その母親の周辺の会社一帯に「どこどこに勤めている誰々の家の息子は金を返さない」ということをひっきりなしに電話をしたり、ファクスを輪状にして、「金返せ」みたいなことをずっとエンドレスに入ってくるようにしたりとか、そういうことをしたんです。それで結局お母さんのほうも退職を余儀なくされてしまいました。

このほかにも子供たちに不登校とかリストカットとか、怖くて母親から離れられなくなってしまふとかなどの問題が現れることがあります。低学年の子供たちにこのような症状があらわれると、母親が働けなくなってしまって、一気に貧困に陥ってしまうんです。

さらには今年に入って、公務員の方で病院に入院していたんですけども、もうとまらないんですね。入院していてもとまらずに、お母さんへの無心がとまらなかったということで、母親のほうで自殺してしまうという事例が発生しています。

本当にオンラインカジノというのはやめられないんです。やめにくい。

スマホ1台あれば、どこでもできるギャンブルで、そして被害に遭うのは年老いた親御さんであり、若い妻たちであり、小さな子供たちなんだというところ、やっているギャンブラーたちはともかくとして、助けていただきたいのは家族たちなんです。

次のページですけども、私たちが考えるオンラインカジノ問題の【困難その1】としては、オンラインカジノ広告がなくなるということです。今も有名人がこのオンラインカジノの広告に加担しています。

一つにはこのサッカー選手というのはすごくオンラインカジノの広告に加担しやすいんです、それはなぜかといえば、ヨーロッパに日本選手がいるからです。ヨーロッパのほうはオンラインカジノを合法化しているので、チームのスポンサーになっている場合があり、そうすると選手が広告塔として使われるんです。ですから、私は日本のサッカー協会にも、日本選手が日本でオンラインカジノの広告をやる、広告塔になることはやめていただきたいというようなことをお願いしたいなと思っているんです。ただ何せもう現場のことで我々手が回らないので、こういったことはもうぜひ政府のほうにお願いしたいと思っております、内閣官房のほうからスポーツ庁に言っていただくとありがたいなと。この場を借りてお願いしたいと思っております。

またこの無料版を隠れみのにして、無料版ならオーケーというような言い訳がいまだに通用していると思っている有名人がいて、その上で実際登録しようとするという有料版につながるというような仕組みになっています。こういった広告がもうネット上でなくなっていくという問題が一つあります。

そして【困難その2】は、違法カジノ業者に対する罰則がないということです。今、日本で多分一番多く利用されているのがこのベラジョンだと思うんですけども、このベラジョンに関しては、テレビ局がいろいろ謝罪しましたがけれども、フジテレビを除く全てのテレビ局でこの「ベラジョン無料版」というのが、テレビ広告がされていたんです。フジテレビはやっていなかったんですけど、フジテレビの子会社になっているラジオ局でCMをやっておりましたというような状況で、本当にこの無料版ということを隠れみのにメディアが宣伝を行っていたんです。そして、これが蔓延していった。でも登録するときは無料版が出てこないんですよ。子供たち、若い人たちにそんな区別つかないじゃないですか。ということでも有料版にみんな登録してしまったんです。

そしてこのカジノというのはマルタ共和国とかキュラソー（オランダ領）でライセンスを取っているんです。ライセンスを取っているんですけども、日本では違法です。こういうオフショアですよ、ライセンスを取っているんですけども、その国では許可されていないというカジノがやはり諸外国でも入り込んでしまうんです。オランダでも、このオフショア、オランダで許可されていないオンラインカジノが入ってきたときには罰則が設けられているんです。罰金をとり、無許可のプラットフォームとの闘いを強化しているんです。

ところが日本はずっと「だってインターネットに国境がないからしょうがないよね」み

たいな感じで、もう何もないまま、罰則も注意喚起もないままやられ放題できています。この現状を何とかしていただきたいなと思っていて、このブロッキングができないかなと思っております。

そして、諸外国のオンラインカジノの経営者たちは日本のことをなめ切っています。「日本はどうせ何にもやらないし、できないよね」ということをいろいろな報告書などに上げているんです。日本はオンラインカジノにとっては売上高で物すごく重要なお客さんで、合法化していないにもかかわらず、世界的な売り上げでは3位とか4位になっているんです。なめられっ放しの無策が日本の現状です。

次の資料は、ベラジョンカジノのカジノブランドの親会社になっているところの株主に向けた報告書なのですが、私たち英語部はいるんですけれども、これはDeepL翻訳なので、先生方に翻訳していただいたほうがよく分かるかと思っており、分かりにくい日本語で恐縮なんですけれども、このように書かれているんです。赤字のところなんですけど、「リモートでのギャンブルサービス提供が合法であると主張するものです。この例として、当社は第三者としてB2Bベースで製品を提供している日本があります。日本は当社の国際インタラクティブ部門の重点地域であり……」と。我が国は違法だって言っているのに、重点地域と言っているんです。傍線を引いたところ、「当社が活動登録やライセンスの取得（または必要な追加登録やライセンスの取得）、税金、ロイヤリティ、手数料の支払いを求められる可能性または当該管轄区域におけるオンラインギャンブル事業の運営が完全に禁止される可能性があります。」と、やっているほうも違法だから、いつ言われるか分からないよと言っているにもかかわらず、「日本は何もできないよね、だってオンラインでやっていることだもん」と、日本人の方が言っているのが現実なんです。そして、私たちの仲間が死んでいるんです。運営元ですらこのように書いているのに、働きかけすら今までしてもらえなかったというのが我が国の現状です。

【困難その3】です。カード会社も防御できません。これは日本だけの話ではなくて、世界的にもそういうような現状らしいんです。オンラインカジノというのはクレジットカードが使えてしまうんですけれども、ほとんどがペーパーカンパニーの名義となっています。防止することがほぼ不可能なんです。何かよく分からない会社の名前になっているからです。

そして、我々のギャンブル依存症の仲間たちの中には、この口座売買に手を貸した自営業者がいて、自分の会社の口座を売り飛ばしたと言っています。金に詰まった経営者がそ

の口座を売ってしまうことがあります。そしてこういう「JCBが使えるオンラインカジノ」などのまとめサイトというのが幾つもできているのが現実なんです。

この資料は我が国よりはよほど進んでいるイギリスの対策で、イギリスの国会議員が質問をしてくれているんですけど、マスターとビザが名指しで、オンラインカジノの違法業者の対策ができてないとイギリスの国会で追及されたんです。でもそのときに「自分たちも努力して最新のAIなんかを使ってやっていくけど、でもなかなかできないですよ」と言っていて、やはりこれを防御していくということをカード会社にやらせるとしても、なかなか難しいなというのが現実のようです。

オンラインカジノの対策というのは、複合的にやっていただかないと難しいんです。これという対策がないんですよ。なので、私たちはブロッキングもやっていただけたらなと思っているんです。

決済代行業者というのがあって、決済代行業者は、本当は国から認可を受けて、大手の会社だけがやっているんです。例えばセゾンカードとかが認可を受けてやっていて、数としては、有名な一流企業だけで恐らく100社ぐらいしかないと思うんです。

でも、それを実は、取り締まる部局がないんですよ。金融庁というのは、認可を受けた決済代行業者に関しては、おかしいことがあれば金融庁の管轄でやりますよというようになっているんですけど、違法の決済代行業者に関しては、金融庁の管轄じゃないという話なんです。となると、もうこの違法の決済代行業者は宙ぶらりんで次から次へと出てきていますが、そこを今は多分警察庁の方がいろいろな知恵を絞って取締りをしていただいているのかなと思います。ただ摘発されてもすごく罪が軽いというような状況です。

今、報道でも先生方、御承知おきくださっているかと思いますがリバトングループという、4,000以上の口座を管理して、少なくとも600億円が入金されたとされているグループがあって、次々と逮捕されています。海外逃亡していたんですけども、警察の御尽力によって、結構逮捕が進んできて、私たちとしては、この裁判の行方を見守っているような次第です。

諸外国とかではマネーロンダリング対策として、社会的責任に関する規制として結構大きな罰金を科せられたりしています。この資料は、マネロン対策がオンラインカジノ側で不十分だったということで、シーザーズという大きなカジノ会社に課せられた罰金です。ただ日本はオンラインカジノが合法化されていないのでちょっと当てはまらないかなと思うんですけども、参考のために載せております。そして、東南アジアのマネーロンダリン

グに関しては、国連からもレポートにまとめられて注意喚起されているような状況です。

私たちがブロッキングを求めるといことがすごく難しいのかということは、もう前回のお話でも分かったんですけども、オンラインカジノ問題は多岐にわたっていて、世界的に見ても決め手になる対策がないんです。だから複合的に様々な角度から問題の防止策を講じているんです。その中の一つにブロッキングがあるんです。

これまでブロッキングどころかほとんど無策だったのが日本のオンラインカジノで、オンラインカジノが違法だという啓発がやっと始まったという世界から見たらもちろんのこと東南アジアの対策からも遅れているようなものが日本なんです。日本はこれまでほとんど無策でしたが、今後に期待して、ブロッキングもぜひとも導入していただけないかというのが現場からのお願いです。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

今、聞こえておりますでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 聞こえております。よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 回線状況が悪いのですが、今は大丈夫そうなので私のほうで進行させていただきますけれども、田中構成員、大変詳細な、赤裸々な御報告ありがとうございました。

ではこちらにつきまして、御質問をいただきたいと思います。事務局には引き続き発言者の指名をお願いいたします。

質問が恐らく多いと思いますので、若干時間が押しているのですが、できるだけお受けできればと思います。ということでよろしくお願ひします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 森です。田中さん、御説明ありがとうございました。大変説得力のある御説明だったと思います。

私から2点お尋ねしたいと思っております、一つはページ数が書いてないですけども、ベラジョンの親会社の株主に向けた報告書のところですか。これですけれども、要するに下線のところの趣旨なんです、これは日本で今のところ非常にうまくビジネスを展開しているんですけども、何しろ当地では、日本では違法だから、ライセンスの取得を求められたりあるいは締め出されたりするかもしれないよと。そうすると、売上げが大きく減少するかもしれないということを親会社が株主に対して説明しているという趣旨で理解してい

いんでしょうか。

【田中構成員】 はい、そうです。

【森構成員】 なるほど。ありがとうございました。よく分かりました。

もう1点は、これはページの的には17ページと書いてあったんですが、17ページではないかなとは思うんですけども、決済代行の事業者に対する判決なんですけども、これは罪が軽いということなんですけども、これって要するに無登録資金移動なので、資金決済業法違反であるとは思いますが、そのことなのか、犯収法違反なのか。罪が軽いというのは要するに賭博の共犯になっていないということなんんでしょうか。

すいません、この報道を承知していなかったもので、600億円、とんでもない金額だと思いますけれども、どのような罪で起訴されて公判になっていて、どこが不十分だとお考えなのかということをもう少し具体的に教えていただければと思います。

【田中構成員】 決済代行業者も順々に逮捕されてきているので、最初の頃の罪名と今の罪名というのが、多分警察庁さんのほうがすごく苦勞して、いろいろなものに当てはめてくださっているのかなと思います。最初に逮捕された決済代行業者って、たしか常習賭博で逮捕されたと思います。ですからすぐに執行猶予で出てきたというのが現実です。

なので、もしよかったら警察庁さんのほうで多分すごい御苦勞されて、この決済代行業者のことを今、いろんな罪にしてくださっているのかなと思うので、もし警察庁さんで答えていただけるのであれば、答えていただければと思いますが。今日、ここに入っていたら、オンラインで。

【曾我部座長】 分かりました。この後プレゼンしていただければと思いますので。

ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 田中さん、どうもお話ありがとうございました。家族が被害者であるというところは非常に深く理解いたしました。

それでブロッキングについてなんですけれども、依存症の人たちは、あらゆる手段を使ってアクセスしようとしてくる方々だと思うんですけども、そうすると一つの質問は、そういう人たちにとっても効果のあるブロッキングの方法というものがどういうものなのか、あともう1点は家族の方が申請をする、もちろん本人の同意があればいいんですけども、本人の同意が難しくても家族が申請をした上でブロッキングをしていくというような方法が考えられるのか。それについては、いかがでしょうか。

【田中構成員】 ありがとうございます。

本当にギャンブル依存症者は何をもってもやろうと思うので、ブロッキングだけでは多分防ぎ切れないかなと思っています。ただ、依存症ってグラデーションなので、問題あるギャンブラーぐらいから依存症に進行してしまうんです。この辺にいる人たちがブロッキングされたりすると、やはり「あ、やばい」ということで、違法行為で怖いというようなこととかやばいなということで、どちらかというところブロッキングは予防的な効果があるのではないかなと私たちは思っています。

とんでもない依存症、私たちクラスの最高レベルの依存症になってしまうと、ブロッキングされてないカジノを探したりとか、そういうようなことをやってしまうので、それだけでは防げないかなと思います。私も実はついこの間、国連のほうに行っておりまして、国連でスイスにいたときにオンラインカジノにアクセスしたんです。そうすると、メジャーどころはアクセスできないんですけど、できるところもあるんです。ただやはりオンラインカジノが「繋げられません」と、ぱんと出てくると、めっちゃびっくりするし怖くなるんです。何かとんでもないことをやってしまったかもしれないみたいに思うので、ある程度ひどい依存症者には効かないけれども、ひどい依存症者になることを抑止できるのではないかなとは思っています。

それと、あとは家族が申告するというところ、オンラインカジノはそもそも違法なので、家族申告とか申告制度になるのかなとは、ちょっと分からないんですが、今の家族申告というのは、公営競技とパチンコではやっています。先生の御質問はその件ですか。

【山口構成員】 そうですね。さっきのお話ですが、公営競技とパチンコにおいてはあまり使われてないということですかね。

【田中構成員】 物すごくハードルが高過ぎて、診断書を持ってこいって言われるんです。そうするとギャンブル依存症者は診断なんて受けないですから、否認しているので医者なんか行かないんですね。なので、それを持ってこいというハードルがまず通過できなくて、ほとんど家族は申告できないというような状況になっています。

【山口構成員】 ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 黒坂構成員、お願いいたします。

【黒坂構成員】 慶應大学、黒坂でございます。御説明ありがとうございました。

大変深刻で強烈的な状況が今、発生しているということが大変強く理解できました。その上での質問というかぜひ御意見をいただければと思っているんですが、率直に申し上げて、

これほど状況が深刻なのだとする、日本の中で違法として扱われるオンラインカジノ、とりわけ海外の事業者が提供するものが中心になろうかと思いますが、現時点においてこれは違法であるとみなされるオンラインカジノについては、そもそも、その取扱いの違法性をより強調をするないしは何らか、より政府が強い権限を持って対策をすることができるといような法律を立法する。この必要性がある、ないしはこの立法の緊急性が高いのではないかと私は思ったのですが、こういった点について御意見いかがでしょうか。

【田中構成員】 ありがとうございます。

今オンラインカジノに対しては、議員立法が進められているというように報道ベースで出ているので、その行方を私たちも見守っていきたいなと思っております。

ただ私たちが懸念しているのは、大麻使用罪のようにユーザーのほうにどんどん罰則が厳しくなっていくって、問題は、大本のほうを取り締まっていかなければいけないのに、やってしまった人たちのスティグマが強化されていくと、助けを求めることができなくなってしまふんです。日本の薬物政策の失敗はそこにあるんじゃないかなと思っているんですけど、やってしまった人の罰則ばかりが強化されていくって、そうなるともう怖くて相談できないという状況になってしまうので、やはりその法制化ということで、今、取り締まられている、何か吉本芸人さんとかすごく大きな啓発にはなっているんですけど、ちょっと見せしめ的なところもあるかなというところがあって、その法制化というところはすごくよく考えて、元締とかそこでおいしい思いをしている人たちを取り締まるような法案、そして依存症になって困っている人たちは相談に来られるような体制というものをつくっていただいて、法律をつくる時にはそこを注意していただきたいなと思っています。

【黒坂構成員】 ありがとうございます。そういう意味ではより実効性がある、すなわち、今おっしゃっていただいた繰り返しにはなりますけれども、オンラインカジノをやっているユーザーの側をいたずらに罰するのではなく、やはり事業者そのものに対して明確な、具体的な規制的アプローチができる。これは実効性のない対策をしてもあまり意味がないと思いますので、できるだけ実効性のある対策ができるようにするべきである、こういった御指摘であると理解すればよろしいでしょうか。

【田中構成員】 そうです。事業者側のほうに実効性のある対策をつくってほしいと思っています。

【黒坂構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほかに御発言がなければ、時間の関係でここまでとさせていただきたいですけれども、事務局、会場のほうはいかがでしょう。

【鈴木利用環境課課長補佐】 会場はありませんので、次に進んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

だいぶ時間が押ししておりまして大変恐縮ですけれども、次にインターネットユーザー協会の小寺様より、インターネット利用者から見たブロッキング等について御説明をいただきたいと思います。

ではよろしく願いいたします。

【インターネットユーザー協会 小寺参考人】 インターネットユーザー協会代表理事の小寺でございます。本日は弊団体に発表の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。御尽力いただきました関係各所の皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、1ページめくっていただきまして、弊団体の活動内容について、簡単に御紹介いたします。インターネットの問題になるととかく事業者様が中心となって様々な施策なりが提案されるところでありますが、私どもは利用者の立場というものにフォーカスをしまして、そこから政策提言をしていこうという趣旨の団体でございます。我々の特徴といたしまして、比較的メディアの露出力がありますものですから、それを利用して、著作権関連であるとか、青少年ネットリテラシーの分野で、学校図書等を執筆、出版等しております。

今回は我々の強みであります、主に青少年に対する対策のほうをちょっと厚めにお話をさせていただければなと思っております。

オンラインカジノに対する消費者の現状認識ということを少しまとめてみました。もう既に御発表の中で重複している部分もあるんですけども、まず、ネット動画サイトあるいはテレビ広告により違法という認識が消費者の中で薄かったと、無料であればゲームとみなされるというところがあったというところがあります。それからカジノ運営を含む地方型IRの議論というのがありまして、こちらで「カジノでまちおこしとかしてもいいんだ」みたいな、割とカジノという単語に対しての免疫といいますか、その違法性があるなしみたいなところが曖昧になってきたという世論もあったのかなという気がいたします。

それからSNSでのコミュニケーションで情報を知る機会もあるということが分かりまし

た。これは先日の4月18日の報道にありますけど、千葉県の高校生がオンラインカジノで書類送検されたという事件がございまして、ディスコードで連絡を取り合った人がオンラインカジノをやっていることを知り、興味を持ったという流れもまた出てきているのかなということでございます。

それから今年2月に入ってから、芸能人・スポーツ選手のオンラインカジノの報道で、オンラインカジノは違法であるということが広く世間に認知されたわけでございます。海外口座から利用すれば違法ではないのではないかとといった誤認もまたあったということが確認されております。

第1回目の御発表の中で、警察庁の資料がちょうど調査期間が昨年7月から1月という期間でありまして、今年2月からのいわゆる芸能人のオンラインカジノ関係の騒動以前までのデータが集まっておりますので、もし今年もまた同じように調査されるのであれば、このようなマスコミの報道が、いかにオンラインカジノが違法であるということの啓蒙につながったのか、あるいはつながっていないのかということが分かるかなと期待をしておるところでございます。

オンラインカジノの問題は多岐にわたるとというのが我々の見解でございまして、非公認ギャンブルを実行してしまうことはもちろん刑法違反なんですけども、広告の問題がわりと大きくあるのかなということで、ここに関しては違法化に向けて議員立法でやろうということで、これは注視しているというところでございます。

それから表示であるということを見ると、景品表示法にかなり引っかかってくる部分はあるのではないかと。それから広告へ出資するという自体も、これは違法行為の幫助または利益供与の可能性ということで、これは刑法に引っかかるのかどうかみたいなことの検討もされるべきかと思っております。

それからサイト自体の存在として、無料から有料への誘導、田中さんの御発言によると、無料だと思ってアクセスしたらいきなり有料で契約させられたみたいな、無料と有料の境目がないということは、違法じゃないところから違法への境目がないということでありまして、これはやはり表示の問題というのは大きいのであろうと思われまして。

それから、私どもの得意分野というか専門分野である未成年者への警告がないというところは、当然これは日本全国の都道府県にあります青少年健全育成条例に違反しますし、風営法も関係してくるであろうと考えております。

それから第1回目で御指摘がありましたように賭博場開張図利罪というところもまた関

連してくるのであろうと整理ができるかなと思います。

一つのカジノサイトの事例を調査してみました。これはStakeというサイトでございます。なぜこれを取り上げたかという、先ほど御説明いたしました4月18日の千葉県の高校生の書類送検の件でこの高校生が利用していたのがStakeであるということなので、こちらからまず最初に調査してみようということで、利用規約をさらってみました。14.3に利用禁止国というのが列挙されているんですけども、日本の国名がないということですね。日本の利用は合法であるかのような書きぶりがある、あるいは日本という国がないかのように扱われているというところがございました。

それからもう一つは、利用規約5.1e) とf) というところに利用者責任が書いてあるわけですが、こちら御覧いただけますように、運営側には責任がないというたてつけになっています。

それからアカウント作成のときに、最初にロケーションを設定するんですね。国を日本と設定しても、利用規約は英文で出てくるということ。これは実際には何を狙っているかという、日本人利用者は英語の利用規約なんか読まない、あるいは読めないというところを巧みに利用している可能性はあると考えられます。

次、この利用規約において利用禁止国に日本の名前がないことに関しては2つ考えられます。日本からの周知が不足している、彼らに引っかけがないという可能性が一つ。それから知らず知らず外しているという可能性がもう一つあります。いずれにしても、ある意味日本はなめられているのだというような田中さんの御指摘もありましたように、まあ、なめられているんだろうなという感じはいたします。

これはやはりしかるべき行政機関から少なくとも、たくさんアプローチを彼らにするべきだと思うんですね。国としておまえらを見ているよと、ウオッチしているよというアクションはやはり必要だろうということを、まずは一つ対策として申し上げたいと考えます。

青少年保護に対する観点で申し上げますと、20歳未満の利用に関しては、少年法の関係でそもそも合法のギャンブルであっても違法になっております。20歳未満の利用に関しては刑法と少年法の両方に反するという格好になるわけですが、未成年、20歳未満に関しては、刑法でずばっと裁くというよりは、やはり更生を促すという格好のたてつけを強めにしていかないと、大人と同じように書類送検されて裁かれますよというのでは、更生のチャンスもないということで、ここはやはり、20歳以上なのか未満なのかは考えて施

策を整えるべきであろうと考えます。

それからフィルタリングについて、インターネット環境整備法上、18歳未満はやるというようになっておりますけれども、これは依然として有効な手段であると考えます。といいますのも、フィルタリングには年齢とか学齢ごとにプリセットがありまして、それで切り分けていくという形になっているんですけども、ギャンブルに関しては基本的にデフォルトでは全ての年齢層でオン(アクセスできない設定)になっています。ですので、わざわざ無理に外さない限りはギャンブルサイトなりにはアクセスできないということはフィルタリングで保証されているので、ここは有効であろうと思います。

ただ、インターネット環境整備法は18歳まで、一方ギャンブルの違法性は少年法で20歳からになっていて、2年間の隙間があるんです。この隙間をどこで誰が埋めますかというところがやはり課題になっていて、これは次の項目にも関わるんですけども、これまで青少年のインターネットの利用に関しては教育でカバーしてきたという部分がかかなり大きいわけですね。これは何を意味するかというと、やはり10代の子供たちはほぼ学生、何らかの学校機関に属しておりますので、学校での教育というのが非常に届きやすい状況にあるんですけども、いわゆる就労青年、18歳で就職する人、こういう方たちは、インターネット環境整備法から、フィルタリングの義務からは外れると。ただ少年法としては、20歳まではギャンブルは違法であるというところの隙間に落ちこちてしまって、ここの年齢層を誰がどう救っていくんですか、あるいはどう指導していくんですかというところが隙間になっているのが現状であると。ここは課題があるかなと思います。

それから、これは次のページにも関わることなんですけども、スマートフォンが主力になっていきますと、オンラインカジノがほとんどアプリ化しております。アプリ化しているということが一つのキーワードになるかと思うんですけども、アプリ化しているということは、スマートフォンのペアレンタルコントロールでアプリのインストール制限ができます。なので、ペアレンタルコントロールは依然として10代の子供たちには効果があるということは分かります。その一方、保護者はカジノ名とかカジノアプリ名とかみたいなものを知らないで、子供が入れているアプリの中でどれがオンラインカジノアプリなのかということが区別がつかないというところがありますので、これをリスト化して、これこれこういうのが有名なカジノアプリであるみたいなことをやはり周知していくという活動が必要なのだろうなと考えております。

本検討会でのメインでありますブロッキングに関する観点で、私どもの考え方を述べさ

させていただきます。まず、ISP事業者に過剰な負担を強いていますが、効果が不明というところを指摘させていただければと思います。児童ポルノに対するブロッキングが既に行われておりますけれども、この効果がどれぐらいあるのかということですね。

2010年に日本インターネットプロバイダー協会様が意見書を出されておりました、その中で、ブロッキングの効果の測定を行うなどの社会的効用の増進に資する施策への支援が行われることが必要と考えますという御指摘があり、これは今から15年前なんですけれども、早くもブロッキングの効果測定をすべきという御提案をされていて、これがかかなり先進的な考え方だと感心するとともに、児童ポルノに関してブロッキングの効果測定がしてあるかどうかをネットで分かる限り調べてみたんですけども、資料が見つからないんですよ。非公開の資料があるのかもしれないですけども、少なくとも調査はされていないということもあるでしょうし、何を基準にどうやれば効果があったという基準を誰がどう作っているんですかみたいなのところも不明でありまして、つまり、今やっているブロッキングが効いているのか効いていないのかよく分からないというところが問題なのかなと思います。

向こう側、オンラインカジノ側がブロッキングに対する対策としては、ミラーサイトを異様にいっぱい作るみたいなのところがあって、それはもう既に児童ポルノのブロッキングで御経験があると思うんですけども、もう究極のモグラたたきの開始になるわけですよ。ミラーサイトができればできるほど、アクセスしやすくなってしまふ、状況がどんどん悪化してしまうということがありますので、逆効果になるのではないかと懸念を示させていただきます。

それからブロッキングの回避方法としてVPNを通すというところが、常套手段というか非常によく知られてしまっている対策ではありますけれども、VPNのサーバーを自分で探して、規制されているところにつながるかつながらないかを調べていくのは、まあまあ知識が要る話なので、それなりの人じゃないとできないという部分もあるんですけども、でも逆に、アプリそのものの中にVPN機能を内蔵してしまつて、ただアクセスしてしまえば勝手にVPNが動いて回避して、アクセスをしてしまうというような構造というのも一つ考えられるわけで、こういった可能性を軽視すべきではないでしょうということを御指摘させていただければと思います。

それと付随して、例えばブロッキングをやつたとして、VPNによってそのブロッキングを回避したという行為自体の違法性が問えるのかどうかということが非常に難しいんです

よね。VPNを違法カジノにアクセスするためだけに使うわけではないので、そこを違法化してしまうといわゆる調査研究みたいなことにやはり大きなデメリットが発生するということがあります。それから国によっては、独裁政権のような、国によってアクセスが禁止されているような情報を国民が知る権利があるのではないかと、そういう観点から見るとVPNを違法化するというのはかなり危険性があるというところもございます。

それからブロッキングを実施されてしまうと、私どものような民間の団体とか個人とかが、基本的にアクセスしてはいけないサイトになってしまいますので、先ほどお示ししましたように利用規約を調べるとか、決済の実態を調べるとかみたいなことができなくなってしまいうけです。これはやはり調査研究という意味では、我々にとっても非常に難しい問題が出てくるということもございます。

広告に関する問題というのは割と大きいだらうということで、マスメディアや動画サービスへの広告制限というのは今議員立法でやられているということなので、こちらを注視していきますと。それからSNSの書き込みで誘引する者がいるというケース、これは賭博の幫助に問えるのかどうか、これも検討すべきであろうと。それからインフルエンサーの登場あるいは指南サイトによる広報・広告宣伝、これをどういう条件で制限できるのか、こういう視点も必要ですということです。

では次に、これが最後になりますけども、ソフトウェア競争促進法という公正取引委員会の所管の法律ができて、様々な規制緩和が行われているところです。そこで、まず一つ目の●なんですけども、アプリストアというのは今現在、アップルのアップストアとグーグルのグーグルプレイという2社に限定されているんですけども、それを第三者に開放せよということになっています。開放されたがっている第三者は誰かというと、ゲームメーカーなんですよね。あとゲームサプライヤー。オンラインカジノというのは基本的にはゲーム形式なので、オンラインゲームとの親和性が非常に高いということで、そういう事業者が、そうしたサードパーティーのアプリサイトに集まっていくのではないかと懸念というのが一つございます。

それからもう一つ、この法律により決済事業者も第三者に開放されるということになりました。これまでのアップル・グーグルの決済だけでなく、別の第三者がアプリ決済ができるようになると。こういった緩和が行われると決済のコントロールというのは非常に難しくなっていく、パチンコの三店方式みたいに、あっちのオンラインカジノでもらったポイントをこっちの決済会社で現金化するみたいな、抜け穴にも使われかねないというところ

ろで、こうしたケースがこの法の議論時にどれぐらい盛り込まれていたのかがちょっとよく分からないんですけども、少なくとも今年様々な省庁でオンラインカジノ対策が検討されていると思うんですけども、そういった対策及び考え方がまとまるまでは、法の施行を延期したほうがよいのではないかというところを私どもの提案とさせていただきます。

私どものほうからは以上でございます。

ありがとうございました。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございました。

事務局の不幸で定刻を過ぎてしまいましたので、質疑については、書面のほうでまとめて小寺様のほうに送付させていただいて、御回答いただくという形を取らせていただければと思います。

曾我部座長が、通信関係が途切れてしまっているということですので、私のほうで代わりに進行をさせていただきます。

本日までの活発な御議論、貴重な御意見ありがとうございました。

次回会合について事務局より簡単に御連絡させていただきます。次回第3回会合は5月14日水曜日、午後1時からを予定しております。主に諸外国法制・刑法の賭博罪の考え方、法的課題の検討等を予定しております。詳細については、追ってお知らせさせていただきます。

以上でオンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第2回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上